

令和7年度第1回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年7月31日(木) 和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時11分から 19時02分まで	
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名	出席3名 出席3名 出席3名

○事務局（谷本）

ただ今から第1回和歌山県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまで事務局で議事を行います。

まず初めに委員の御紹介ですが、全員が審議会委員からの選出ですので、お手元の資料1の専門部会委員名簿とお席の名札を御参照いただくということで御紹介とさせていただきます。

委員の出席状況と会議の成立状況について報告をいたします。委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名に御出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項において準用する第5条第2項の規定による定足数である、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本部会が成立していることを報告いたします。

次に、本会議は公開審議となっており、7月15日付けで傍聴告示を行いました。傍聴希望者はございませんでした。

それでは開会に先立ちまして、まずは専門部会の審議事項を確認いたします。専門部会で最低限審議決定を必要とする事項は、

- 1、最低賃金額
- 2、当該最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲
- 3、効力発生の日

の3項目でございます。

結審しましたら、専門部会から審議会本審に対する報告書を作成させていただきます。

参考までに資料6としまして、昨年度の報告書をお配りしておりますので御参照ください。

昨年度の報告の別紙1を見ていただきますと、改正決定で記載する項目のうち、1から3、適用する事業場、使用者、労働者につきましては、あらかじめ最低賃金法で定まっています。

4番目が審議の中心となる改定後の金額で、最低賃金法第3条に基づき時間額を定めます。

5番目の「この最低賃金において賃金に算入しないもの」は、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当となっておりますが、これは中央最低賃金審議会で示された考えに基づくものです。全国全て同一のものとなっておりますので、通常、具体的に審議していただく必要はございません。

6番目は効力発生日で、最低賃金法では公示から30日後が効力発生となりますが、それ以降の具体的な日を定めることも可能です。具体的な日を定める必要がない場合は通常法定どおりとしていただきますが、日を指定する場合には具体的な年月日を記載します。

その他、最低賃金は生活保護施策との整合性についても確認することとなっておりますので、別紙2として県最賃と生活保護との比較についての報告も付記されております。

これについては、中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された公益委員見解に基づく算出方法により記載しております。

これらの文面は、専門部会の決定に基づいて事務局が案を作成して、委員の御承認を得て、施行する流れになります。

そして、全会一致の結審の場合は、第1回本審での議決により、専門部会での決議が審議会での決議となりますので、併せて、審議会会長名による労働局長あての答申書も作成し、御確認をいただくこととなります。

以上のような内容、流れになりますが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは、専門部会の第1回目の会議に当たりまして、労働基準部長の佐々木から御挨拶を申し上げます。

〈部長あいさつ〉

○事務局（谷本）

ありがとうございます。

議題に入る前に、本日配付させていただいております資料について簡単に御説明いたします。

資料1は、専門部会の委員名簿です。

資料2は、専門部会の運営規程です。

資料3は、最低賃金と生活保護費との比較の表です。後ほど改めて御説明をい

たします。

資料4は、昨年、令和6年6月実施の最低賃金に関する基礎調査の結果から昨年の改定前の929円の未満率と、改定後の980円の影響率について、業種と規模ごとにまとめた表となっております。昨年の改定によってどの業種が影響を受けたのか確認いただけるかと思えます。

資料5は、中小企業の生産性向上等に係る支援策における助成金の和歌山県の実績でございます。

資料6は、先ほど御覧いただきました昨年度の部会報告書となっております。

付け加えまして、先ほど本審でお示しさせていただいた資料の中で、一番後ろですけれども、資料10に和歌山県最低賃金に関する実態調査の結果報告書についても金額審議の際に参考としていただける資料ですので、簡単に御説明をさせていただきますと思っております。

この調査資料につきましては、最低賃金審議会の資料とするために全国同じ基準で調査を行っておりまして、対象は99名以下の製造業、情報通信業と29名以下の卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉及びその他のサービス業となっております。和歌山県では、本年6月1日の現在の賃金の実態につきまして、事業場の労働者6,403名の回答を得て集計をしております。

経済センサスの事業所情報では、調査対象業種、規模の労働者が県内に約13万9千人おりますので、回答を得た6,403名分のデータを、業種、規模ごとに約13万9千人まで復元したものとなっております。

少し飛ばしまして、6ページの各指数の状況を御覧いただきますと、大きく上半分は一般とパート労働者を合わせたもので、下半分はパート労働者のみとなっております。それぞれの業種に第一・20分位数と、第一・10分位数、第一・4分位数、中位数を示しております。

資料の冒頭に定義は記載しておりますが、第一・20分位数とは労働者の賃金を低い順番から並べて20等分し、低い方から20分の1の順位に当たる数値です。

一般・パート合計、パートのみ、いずれも情報通信業以外での業種は第一・20分位数に、最低賃金ぎりぎりの980円が見られます。

次に7ページの賃金分布図でございます。これは棒グラフですけれども、令和6年の青の棒と令和7年のオレンジの棒を並べて表示しております。

上下のグラフとも、1,020円台から分布の広がりが見られます。また、下のグラフのパート労働者のみでは、令和7年の980円台の分布が見られるところでもあります。

総括表を簡略化したものが10ページの表となっております。2枚にわたっておりますけれども、現行の最賃から1円上がるごとに影響率がどのように上がつ

ていくかを表しております。1,000円、1,050円などの該当労働者が多いので、そこを超えてくると、少し影響率が上がっていることがおわかりいただけると思います。

以上、簡単でございますが資料の説明とさせていただきます。

配付資料についての御質問等がございましたら、この後の資料に関連する議題の中でお伺いしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入ります。

まず、議題の第1 部会長及び部会長代理の選出です。

最低賃金法第24条の規定では、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっておりますが、当専門部会では従来から公益代表委員の互選により部会長及び部会長代理を選出して承認いただいております。今回もこの方法により選出していただくということでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

それでは公益代表委員で御協議いただきまして、選出をお願いしたいと思います。

○廣谷委員

はい、先日、公益代表委員会議において協議した結果、部会長を廣谷、部会長代理を岡田委員が担当することになりました。

○事務局（谷本）

公益代表委員の方で御協議いただきまして、部会長に廣谷委員、部会長代理に岡田委員に選出をしていただきました。

御意見ございませんでしょうか。

〈意見等なし〉

○事務局（谷本）

なければ部会長を廣谷委員、部会長代理を岡田委員にお願いし、これ以降の議事の進行を廣谷部会長に引き継ぎます。

廣谷部会長、よろしく願いいたします。

○廣谷部会長

はい。それでは議事を進行しいいたします。

まず、当最低賃金審議会専門部会運営規程の確認をさせていただきます。
議事を適正かつ円滑に進行するために、第1回審議会専門部会におきまして
確認をしております。
事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

それでは御説明させていただきます。資料2を御覧ください。
昨年度と同様で変更点はございません。
専門部会の運営に関わる主なものといたしまして、第5条の会議公開でございます。この条文では本専門部会は原則として公開と定められています。ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合は会議を非公開にできると定められております。
次に第6条、議事録及び議事要旨でございます。この条文では議事録を作成し、議事録及び会議資料は原則として公開と定められております。ただし、議事を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、又は個人情報保護に関する法律に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き開示することとなります。
以上、運営規程の主なものにつきまして、説明をさせていただきました。

○廣谷部会長

次に議題として運営規程第6条による議事録確認委員等の指名ですが、公益側は部会長が担当いたします。部会長以外の労使委員については、それぞれ1名を推薦いただいて、指名させていただきたいと思っております。
労働者側、使用者側それぞれいかがでしょうか。
労働者側は。

○濱地委員

濱地で。

○廣谷部会長

使用者側は。

○児玉委員

児玉で。

○廣谷部会長

それぞれ推薦をいただきましたので、指名させていただきます。

議事要旨を作成する場合も確認をいただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

次に生活保護との整合性について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（谷本）

資料3を御覧ください。

中央最低賃金審議会の平成20年度目安答申で示された、公益委員見解に基づく算定方法に基づき計算した生活保護と最低賃金の比較計算の資料となっています。生活保護の最新公表データが令和5年度となりますので、令和5年度での比較となります。比較するのは若年単身者ということで、生活保護では18歳、19歳の単身世帯のデータを使用します。

まず生活保護ですが、1、食費や被服費に充てるものとしての第1類費と、水道光熱費や家具什器費などに充てるものとして第2類費を、県内地域による三つの級地ごとに人口加重平均して月額70,546円程度と算出してします。

次に、2、冬期の暖房費等に充てるものとしての冬期加算を1か月平均額に換算して1,095円程度と算出をします。

次に、3、年末に増加する食費等を補填するための期末一時扶助費を、県内の級地で人口加重平均して月平均998円程度と算出します。

裏面になりますが、これらを合わせて生活扶助費を月額71,640円程度と算出します。

次に、住宅扶助費をその実績から1世帯当たりの月額として23,116円程度と算出し、これを生活扶助費に足し合わせて生活保護の月額を95,757円と算出をします。

これに対して最低賃金ですが、令和5年度の和歌山県最低賃金である929円で、週40時間、月にして173.8時間労働したと仮定した月額に可処分額を算出するための係数0.807を掛けて、手取額を130,298円と算出します。

よって、最低賃金額が生活保護の水準を上回るという計算結果となります。先ほどの本審でお配りしています中賃目安小委員会の資料2にも、全国のデータがグラフで示されておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

以上です。

○廣谷部会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、御意見や御質問等ございますか。

特にございませんか。

○河野委員

計算方法で初めてなんで質問させていただきたいんですけど、人口のところは令和2年の国勢調査になっているんですけど、令和6年はまだ出ていないのですか。

○事務局（谷本）

はい。最新が令和2年です。

○河野委員

わかりました。

○廣谷部会長

他よろしいでしょうか。

では、次に議題4 金額審議に向けた意見等について、今年度の金額審議に向けての基本的な考え方、目標等について、労使から何か発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず、労側はいかがでしょうか。

○濱地委員

はい。まだ目安が出ていない中での目標ということなので、今年度の審議に向けてといったところで、発言のほうをさせていただきたいと思います。

まず去年は目安50円という中で最終目安プラス1円の51円での結審ということで、我々としてはやはりもっと地域間格差というものを詰めないと、和歌山が今後大変なことになるということから、その差をもっと縮めたかったんですが、最終51円アップという結果になってしまいました。

今年も、先ほどの意見陳述にもありましたように、物価高が続いており、お米の価格が上がっている、また、ガソリンの方も上がっている、最賃近傍で働いている人の生活はますます厳しい状況になっているといったところでございます。そういった働いている人の生活というものを、我々はしっかり守っていかなければならないという思いで今年も取り組んでいきたいと思っています。

あとパートタイムの労働者の求人の状況を見ても、1,000円を超えているといったような状況、また、春闘の方も昨年引き続いて高水準で結審してるといったところ等々を踏まえると昨年以上にこの最賃というものの水準を上げていきたいと考えており、詳しくは目安が示された段階でみなさんと議論の方させていただければと思っております。

以上です。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございます。
使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。今、濱地委員から話があったように昨年51円という答えになりました。近隣の奈良県との差が1円縮まったかなというところは、我々としても頑張らせていただいたかなとそういう気がします。今年度につきましては先ほども紀州有田商工会議所の陳述にもあったとおり、中小企業零細企業の厳しい状況というのはなんら変わってはおらない。まして昨今の人手不足については、インバウンド需要みたいなこともあってかどうかですけれども、人手不足の状況というのはさらに厳しい状況になってきている。それがために人手不足を補うためにも賃金が上がってきてるという中で、その賃金が上がったことを労務費として価格転嫁できてるかということそうではない、ということで原材料価格についてはやや落ち着いてきたので、価格転嫁はできておりますが、労務費、あるいはエネルギー費についてはなかなか価格転嫁はできておらないという状況でございます。

ますます中小企業と大手企業との賃金格差がある中で、厳しい状況の中で、それでも今年の春のいわゆる春闘の中では、かなり本県においても無理をして賃金を上げてきた状況だなという認識でございます。

今年の基本的な考え方ということの中で、毎年のことではありますけれどもデータに基づく審議をしっかりとやっていきたいということでもあります。

二つ目には最低賃金法の3要素に基づいてということでもあります。地域における労働者の生計費、賃金、それから通常事業の賃金支払い能力を考慮するという、いわゆる最低賃金法に書かれている3要素、とりわけその事業者の賃金支払い能力を考慮するということを使用者側としては主張していきたいと思ます。

最後に、先ほども言いました近隣の大阪府なり奈良県なりありますね、その審議の状況についても十分考慮するといえますか、意識しながら審議を進めていけたらというふうには思っているところではあります。目安が出てない状況の中ですでに日程のご案内はいただいておりますが、まだこれは本日出るかどうかもよくわからない状況で十分な審議の時間が取れるのかどうかですね、危ぶむところでありまして、その8月5日の本審が予定されておりますけれども、そういった日程がありきで進められるというのはちょっとどうなのかな、この十分な審議を尽くせることになるのかなということが、今現在でも不安視される場所でございます。

加えて、大阪府、奈良県の審議日程についても、どうも昨年よりも後ろずれし

ているのではないかという情報もございますので、そんなことも相互に情報収集していただきながら審議日程も検討いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○廣谷部会長

はい、ありがとうございます。

では、それぞれの御意見をいただきました。

公益委員の方から何かありますか。

○岡田委員

はい。労使双方から御意見をいただいて、今年も目安がちょっとどんな水準になるのかっていうのがわからないので、でもこれまでの流れからするとなかなか交渉というか調整が厳しいかなというのは思っているところなんですけれども、議論を尽くしていければというふうに思っています。

労使双方に、今のところ、もちろん目安が出てないのでお答えできないこともあるかと思うんですけども可能な範囲でお聞きしたいというふうに思っているのが、使用者側の方は、先ほど少し地域間格差の話もあったかと思うんですけども、とは言え、なんでも縮められるものではないというのが使用者側の立場としてあると思うので、今一度地域間格差についてどの程度お考えなのかということをお教えいただければというふうに思っています。

あと使用者側に三点あるんですけど、もう一つは3要素の支払い能力ということがありまして、3要素は私も非常に重要だと思っているのですが、結構この支払い能力がどのデータを見るのが一番いいのかということをお悩んでいて、使用者側が望む支払い能力のデータという、困って立つところのいうのになにかお考えがあれば教えていただきたいというのが二点目です。

三点目は、去年の目安も非常に高いうえに、プラス1円で積んで、980円ということで使側に相当負担をおかけしたというふうに公益委員としては自覚をしています。その影響、一年たつての影響というところで、例えば倒産件数みたいなもので何かデータをお持ちでしたら教えていただきたいというのが使用者側への三点のお願いです。

労側には、二点話が出ていましたので、去年の各都道府県の審議の経過を見ても結構本当に金額を優先して日程をものすごい度外視したみたいな県もあったかと思うんですけども、そのあたり今年も労側としては日程をどのように、10月1日にどれくらいこだわられるのかというあたりをお聞かせいただければというふうに思っております。

以上労使それぞれに三点、合計四点よろしくお願いたします。

○児玉委員

はい、まず使用者側の地域間格差についての認識ですけれども、目安のところが、ABCのランクになっておりますと。昨年はそのABC全体が50円で一律であったという。そこに対する不信感があります。それぞれABCおかれているところっていうのはそれぞれの経済情勢の中で本来であればそのABCそれぞれにその違う状況があると。それは年々変わってきますので必ずしもAが高くCが低いというわけではない。むしろ今年になればAよりもCの方が相当数上がっているというところもあって、そういったその目安の中でどんなふうにABCが評価されるのかというのが、一つ気になる点ではあります。

そのことは横に置いて、和歌山県としてそのどうなのかということについてはですね、海を越えた徳島県が昨年ちょっと荒っぽいことがあったということも考えてみると、もう少しそこは地域の行政のところもどんなふうに考えているのかということも考慮する必要があるかなと思うんですが、行政経験からすると、格差があるということについての意味もあるわけで、必ずしもイコールでならないというわけじゃないと。特にその企業誘致という面ですね、企業立地という面においては、価格差があることによってその企業誘致の優位性が生まれるということもありますので、必ずしもその金額が揃えなければならないというふうには思っておりません。

二つ目に支払い能力のデータの考え方ですが、これは色んな統計データがあるかと思えます。一番わかりやすく思っているのが春の賃上げの状況です。その賃上げの状況っていうのは、大手のところと中小企業とで経団連さんもまた連合さんもそれぞれ統計出されていると思うんですけど、明らかにその大手のところは5%台であったり、中小のところは4%台だったというところで、中小の方が人手不足の危機感を持っているに関わらずやっぱり上げきれてないということが要するに支払い能力っていうのが限界にきてるっていうことの一つの現れではないかなというふうに思うところです。

最後に、倒産のデータについては、今手元に数字は持っておりませんので、後日データがあると思えますので。我々のところでは倒産件数カウントしておりません。その辺は調査会社のデータを引用するような形になってくるかと思えます。

はい、以上です。

○岡田委員

わかりました。

○濱地委員

はい、労側にご質問の日程の関係です。確かに今年の審議が過密な日程になっ

てるっていうのは十分に認識しているところでございます。昨年金額重視で遅延したという実績があるんですけど、おそらくCランクのところだと思うんですね。そこが上げたいがために日程を度外視じゃないですけど、遅らせても取りに行ったといった状態だというふうに思います。

和歌山について、今年どのようにしていくのかと考えた場合、なかなかそこまで急激にその最賃を上げるということは現実的ではないと思っています。やはり10月1日というのは多くの労働者の皆さんへの影響といったものもありますし、企業も中途半端なこの日程で発効することで給与計算等々するのも大変だと十分認識していますので、やはり一定の10月1日というところを意識して議論してまいりたいなというふうには思っています。

○岡田委員

はい、ありがとうございます。

○廣谷部会長

その他の審議ということになります。

何かございませんか。

○濱地委員

先ほど使用者側の方から地域間格差のお話聞かせてもらいましたけど、和歌山のおかれた状況いわゆるこの最賃の地域間格差があるが故に県外に労働者が流出してしまうといった実情もあるということもご認識したうえでこのことから議論もさせてもらいたいなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○児玉委員

この賃金の議論というのはですね、その国においても十分議論されていないのはその物価と共にその賃金があってっていうところが、特に欧米との比較とかでよく議論が出てくるんですが、今現在のその物価ですね、生活費という部分で都会と田舎というところのその格差みたいなのが現実あって。それが住居費にも含まれるわけですけども、そういった差の中での今日ABCランクみたいなことがあってということでもありますので、奈良とは同じBランクで負けですけども、大阪はAランクにあってということでもありますので、その賃金の数字だけを見るのではなくて、その生活のおかれてる状況も全体を鑑みて、最低限の生活をできるようなという意味合いで今日まで格差が起こってきたのかなという理解であります。

○濱地委員

ありがとうございます。

また明日以降の議論でその点も含めて地方のデータも揃えてお話をさせてもらいたいと思います。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。

他に特にはございませんか。

○河野委員

審議の日程は、明日以降の審議について。

○廣谷部会長

では、今日の議論はこれまでということで、日程も含めて事務局の方から。

○事務局（谷本）

はい。今後の日程のところで、先ほどお配りしております日程案のところでいきますと、明日10時から2回目の日程に挙げさせていただいているところで、ただ今日第5回の中賃の審議が行われていて、目安もまだどういう形が出るかというところがわからないところですので、一応8月8日までの日程を調整させていただいているところであるんですが、ここで明日の審議に関して調整いただけたらありがたいなと思っております。

○廣谷部会長

延期ということでしょうか。

○事務局（谷本）

そうですね。日程的には取ってるんですが、今の時間からして、明日10時を開催した方がいいのか、もしくは1日は流して4日の月曜日としてはどうでしょうか。

○岡田委員

4日が第2回という。

○廣谷部会長

なるほど。4日が第2回というところも見受けられるということですけども、いかがでしょうか。

御意見としては、4日は9時から。当初は第3回ということで。

○事務局（谷本）

そうです。

○廣谷部会長

それを第2回ということにするかということですが。

いかかでしょうか。よろしいでしょうか。

○河野委員

4日はダメなんで。

予定してたんでこないだも伝えさせていただいたんですけど、4日は都合悪いんで。

成立はするんですね。

○事務局（谷本）

そうです。

○河野委員

1つさっきの議論に戻ってしまうんで、まだその時点で出すもんじゃないと思うんで、先ほど岡田部会長代理から倒産の話になりましたけど、中小企業の状況をお示しする、倒産ということだけではなくて、要するに去年と状況がどんなに違うかっていうことをお示しするのが大事かなって。

特に地方審議会で決めるわけですから、地方の状況がどうだということをお示しする必要があるかなと思ってますんで、いわゆる業界の傾倒の状況だとか、あるいは色んな指数もありますんで、そういったことも含めて今後ご提示しながら色々議論を進めていただけたらなというふうに思っています。

○廣谷部会長

はい、そしたら日程としては、明日の10時についてはパスをするというか消して。第2回の専門部会を4日の9時という形にさせていただくということでよろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

ではそのように、させていただきます。

○事務局（谷本）

先ほど少しお話させていただいたんですが、特別小委員会の日程の方も、例年より目安が遅れている関係でどういうふうに進めるかというところを調整をさせていただいているというところです。

できましたらその専門部会の後に特別小委員会を開催させていただけたらと思っております、先ほどの第3回の本審を開催するという予定もあげさせていただいているんですが、どんな審議になるかわからないところなのでそこは第3回の本審と重ならないところで調整をさせていただいて開催をお願いできればなと思っております。

ややこしくて申し訳ないのですが、御協力の方お願いできたらと思っております。

○廣谷部会長

小委員会の日程っていうのは4日の分であれば、これはもう各委員と調整は。

○事務局（谷本）

はい。

○児玉委員

本審で決着をしてから小委員会開くっていうのがこれまでの流儀といいますかスケジュール感だったと思うので、小委員会っていうのは特賃の議論ですよ。

別途というか、並行してやってもそれは必ずしも問題ではないんですが、今までの流儀からすると地賃の方ですね地方最低賃金の審議が終わってからその特定最賃についての議論をするというのが筋ではないかなと思うのは一つ。

それとその専門部会が8月1日のものが消えて、8月4日が2回目、5日が3回目ということで、今日は1回目ではありますけども主張だけ言っただけで議論にはなっていないわけですから、そうしたことが4日と5日で議論が決着するというのは拙速ではないかということをお願いしたいんですが。ということはですね、5日の3回目の最低賃金審議会の日程についてももう一回再検討の余地を今から検討されたいのではないかということが言いたいんですよ。

その前に特賃だけの議論をさらに日程を決めてしまうのはどうかなと思うので。

○事務局（谷本）

はい、そうですね。ちょっとその辺が読めないところです。先ほど御意見ありました。特賃自身は地賃の後で基本的に金額審議等もされていくところではあ

りますので、そこはまた改めて調整をさせていただくということで大丈夫と思います。

○岡田委員

よろしいですか。

基本的に児玉委員の意見に賛成で、産業別最低賃金の特小委員会が通常の様子がよくわかっていないんですけど、そうですねやりましたはい、みたいな感じだったら別に並行してやってもいいかもしれないんですけど、地賃のメンバーと特小のメンバーが被っているところが多々ありますので、そういう意味で地賃の議論の雰囲気の特小に流れ込んでくるのは私としてはあまりウェルカムではないので、特小の場合は、真剣に考えなくてはいけないところが和歌山県についてはありますよね。なので児玉委員のいうとおりに分けていただくと大変ありがたいなと思っていて、確か今のところの案でいうと6日、7日のあたりで1回特小を開いて、整わなければお盆明けの19日とか21日のあたりでまた続けてやりましたみたいな話になっていたかと思うんです。なので、もちろん地賃のその議論の状況にもよるんですけども、19日の2回目の特小を1回目という感じでやっても良いのではないかというふうに思っています。

あと特小は、廣谷先生じゃなくて、石川先生ですよ。

○事務局（谷本）

はい、そうです。

○岡田委員

なので、一応日程調整も別途必要になるかと。

労使はそれぞれこの3人になるので、あまり急がずに、しっかりと議論ができる場を特小には用意をしていただけると私としてはありがたいと思っていますが、労側はそれでいいですか。

○濱地委員

はい。要は、特小はいつまでにしなければならないのかというリミットもあると思いますので、そこは考慮して、みなさんと調整して決めたらいいんじゃないですか。

○事務局（谷本）

はい、ありがとうございます。専門部会と重なっているところがあるので日程調整上合わせられたらという提案をさせていただきましたけども、先ほどの御意見いただきましたので、7日、19日あたりというところで特小の日程調整を

ご案内させていただくようにさせていただければと思います。

○岡田委員

7日は無理はしなくても私はいいと思います。

ここの状況、地賃の状況によって、地賃が整わないのに無理くり特小をやる必要はないと思います。

○事務局（谷本）

はい。そうしましたら、19日が1回目ということで。

○岡田委員

という可能性も。

○事務局（谷本）

わかりました。ではその方向で調整させていただきます。ありがとうございます。

○廣谷部会長

はい。以上でよろしいでしょうか。

○児玉委員

特賃の話はそれでいいですよ。問題は本審を8月5日に予定されているんだけど、今のままでいくと4日、5日しか専門部会が開かれなわけですよ。それで審議が十分真摯に尽くしたということになるのかっていう話と、先ほど冒頭言いました近隣府県の審議の状況が私の知る限りでは既に大阪は8月6日、奈良は8月8日っていう先週の話です。それも流動的ですよっていうことを今議論しておかなくていいんですかっていう話なんですよ。

○廣谷部会長

4日に会があるので、第2回、実質的には審議としては第1回になりますけども、それを踏まえてという。

○児玉委員

もちろんそれを踏まえてでも結構なんですけど、事務局ではそのところを今からスケジュール考えとかなないと、要するに5日の朝の審議、専門部会の後に最低賃金審議会やる日程に今なってますけれど、それで十分な議論をできたんですかっていう、今少なくとも中央は昨夜の9時過ぎまで議論されてと。本当は

昨日の間に決着する予定が、今日にずれてますよねと。5回目ですよねと。というくらい随分な審議時間を費やしているのに、いいんですかっていう、いいことないですよねっていうのが我々の方の。

○事務局（谷本）

はい、そうですね。ここに第3回目のところを一応5日にはさせていただいているのですが、それは審議状況によっては6日、7日、8日というところも出てくるかなということで、少し幅を持たせたという形にさせていただいております。ただ8日過ぎますと、お盆に入ってくるころがあるので、そこはなかなか参加の状況が難しくなってくるころがあるのかなと思ったりしております。

○廣谷部会長

そしたら、次回は4日ということで、その時の状況も踏まえて5日が難しい場合についても日程に考慮いただくということになります。

○児玉委員

その点、労側の意見なり、公益のみなさんの御意見を聞いときたいところですけど。

○廣谷部会長

労側、今の点はいかがですか。

○濱地委員

はい、先ほども申し上げたとおり日程にはこだわりたいんですが、議論の内容によっては延ばしても仕方ないところもありますので、今事務局が示している5、6、7、8日、このあたりでの審議会の設定で全然問題ないと思いますし、全会一致だったら全然問題ないと思います。

○岡田委員

私も5日にやると全然思っていない、5、6、7、8日のどこかというか8日だろうなという感じだったので、一応それで事務局の方がみなさんのスケジュール調整をしてくださっていると思っているので。ちゃんと議論はしていきたいと思っているので。それで良いかと思います。

○廣谷部会長

何が起ころかわかりませんが、一応今の形ということで。

○事務局（谷本）

そうですね、10月1日となれば遡れば5日ということになる話ですので、あとは審議の状況によると思います。

○廣谷部会長

はい、今のような形で進めるということ。

本日の会議は以上で終了ということになります。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。